

高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）のお知らせ

～東日本大震災被災生徒修学支援奨学生募集～

生徒・保護者の皆様へ

公立の高等学校・専修学校（高校教育課程を有する）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に在籍する生徒で、今回の東日本大震災に被災し修学困難となった多くの生徒が希望を持って修学できるよう被災生徒奨学資金を新たに設けました。

- 1 募集期間** 平成23年7月20日（水）から平成23年8月31日（水）まで
（上記期限内に学校を經由し、宮城県教育委員会へ提出してください。）
- 2 貸付対象者** 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災に被災し、下記のいずれかに該当する生徒（保護者が県外に一時避難している場合も含む。）
 - (1) 生徒の居住する家屋が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒。
 - (2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。
 - (3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入がおおむね1/2以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。
なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う。（雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない。）
 - (4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。
- 3 保証人** 保護者等1名
- 4 貸付金額** 月額20,000円 年額240,000円
- 5 貸付期間と交付方法**

貸付期間： 平成23年4月～平成24年3月

貸付方法： 一括振込（9月中旬予定）
※奨学金は奨学生本人の預金口座に振り込みとなります。
- 6 奨学資金の償還**

高等学校等卒業時に奨学金被貸付者（生徒）本人の収入状況で向こう1年の所得の見込額が一定額を超える者は償還対象者となります。超えない場合は償還免除となる予定です。

なお、今回の償還免除は、震災に被災し経済的に修学が困難となった生徒に被災生徒奨学資金を貸与することにより、奨学生の将来により一層の負債を負わせることが、被災生徒奨学資金の設置の趣旨に反することから特例的に行うものですので、被災生徒奨学資金以外の県で行っている奨学金には奨学生の収入状況による償還免除はありません。

申込み手続き等の詳細は、各学校にお問い合わせ下さい。

高等学校等育英奨学資金貸付（被災生徒奨学資金）制度 Q & A

Q1 今までの奨学金とどう違うのですか

今回の奨学金は東日本大震災に被災し経済的に修学困難となった多くの生徒が希望をもって修学できるように新たに設けた奨学金で、県が国の交付金を活用して実施するものです。

Q2 どんな人が借りられますか

保護者が宮城県に住所を有し、今回の東日本大震災に被災し修学困難となった公私立の高等学校・専修学校（高校教育課程を有する）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に在籍する生徒が対象です。

また、県外に一時的に避難している保護者についても申請することが可能です。

なお、今回の震災に被災し、他県より保護者とともに転入した生徒も対象となりますが、一時的に避難されてきた方については、被災時に居住されていた県の奨学金を申請することとなります。

Q3 償還についてはどうなりますか

今回の大震災の被害状況からみて、償還開始時（高等学校等卒業時）の奨学金被貸与者（生徒）本人の向こう一年間の収入額が一定額以上の方を償還対象者にします。一定額以下の方は償還が免除される予定です。

償還については、別途お知らせします。

Q4 償還開始はいつからですか

高等学校等（専攻科）卒業時となります。

Q5 貸付人数はどのくらいですか

現在のところ1万人程度を予定しています。一定人数を超えた段階で募集を打ち切ります。

Q6 今までの育英会奨学金等と重複して借りられますか

借りられます。

Q7 借り主は誰になりますか

生徒本人となります。

Q8 兄弟姉妹でも、それぞれ借りられますか

例えば高1と高3の兄弟姉妹でも2人とも借りられます。

Q9 どんなものに利用できますか

通学、学用品、部活動など、修学に要する経費として自由に利用できます。

Q10 被災生徒奨学資金は来年もありますか

今回の奨学金は今年限りの募集となりますが、現在国に対して制度継続を要望中です。